

平成22年度 (財)日本中学校体育連盟バレーボール競技部における『6人制ルールの取り扱い』について <訂正版>

(財)日本バレーボール協会 国内事業本部 審判規則委員会 委員長 西川 友之

(財)日本中学校体育連盟バレーボール競技部 審判規則委員会 委員長 高橋 憲太郎

『平成22年度 6人制ルール取り扱い』について、3月27日の審判規則委員会合同会議において、FIVB でルール改正された点及び平成21年度国内競技会の反省点から以下の点について重点を置き適用することが確認された。これを受けて『(財)日本中学校体育連盟バレーボール競技部における6人制ルールの取り扱い』を決定した。

## 1、第15条第10項3 競技者交代の手順

- (1) 競技者交代は、競技者交代ゾーン内で行わなければならない。(第1条第4項3)
- (2) 競技者交代では、記録用紙に競技者交代を記録し、競技者の出入りを許可するのに必要な時間だけ競技は中断される。
- (3) 競技者交代の要求とは、正規の競技中断中に、交代競技者がコートに入る準備をして競技者交代ゾーンに入ることをいう。そうでない場合は、競技者交代は認められず、そのチームに遅延に対する罰則が適用される。(第16条第2項)  
競技者交代の要求は、記録員または副審によって受け付けられ、適切なブザーまたは吹笛により通告される。
- (4) チームが、同時に2組以上の競技者交代をしようとするときは、すべての交代する競技者は同時に競技者交代ゾーンへ出向かなければならない。この場合、同一の要求とみなされ、交代は1組ずつ連続して行わなければならない。

(注)

競技者交代の手順詳細は、別紙を参照のこと。ナンバー・パドルおよびブザーを使用しないときの基本的な手順は下記の通りである。

- ①交代競技者が、サブスティチューションゾーンに入ったら、副審が吹笛し、ハンド・シグナルを示す。主審もハンド・シグナルを示す。  
その際、選手が準備をできていない場合は、拒否して遅延の罰則が適用される。
- ②副審は、ポールのそばで競技者交代をコントロールする。
- ③副審は、交代競技者の方を向き、競技者をサイド・ライン上に止まらせる。
- ④副審は、コート内の交代する競技者に手を上げさせる。
- ⑤記録員は交代できることを確認できれば、軽く手を挙げて合図を送る。交代できない場合は記録員が手を振る。
- ⑥副審は、記録員を確認し、手で合図をして競技者を交代させる。
- ⑦記録員は記録用紙を記入して、完了したら両手を上げる。
- ⑧複数の競技者交代の場合は、1組ずつ③から⑦の手順を同様に行う。
- ⑨副審は記録員を確認し、完了を主審に知らせる。
- ⑩交代競技者がサービスの吹笛後にサブスティチューションゾーンに入った場合は、拒否をして不当な要求とする。  
交代競技者がサービスの吹笛後にサブスティチューションゾーンに入り副審が吹笛した場合は、遅延の罰則が適用される。

※ 競技者交代の要求を記録員のブザーで通告するとき、両チームほぼ同時に競技者交代の要求があった場合は、記録員がどちらのチームの要求を受け付けたのか、連携を取って手続きをする。その際、副審がどちらのチームの交代を先に行うかを、コントロールする。

※中体連では「クイック・サブ・スティチューション・システム」は採用しない。しかし、副審の手続きの方法(位置)については若干の変更を行うものとする。(将来的な「QSS」の採用を念頭に置いて)

- ①競技者交代の要求は、従来どおり監督が1)ベンチから立ち上がり 2)口頭 及び 3)ハンド・シグナルを用いて行う。交代する選手は、サブ・スティチューション・ゾーンの近くにコートに入る準備をして立っている。
- ②副審は、ポールのそばに立ちその交代をコントロールする。要求があった時点で吹笛しハンド・シグナルを示し、交代する競技者をサブ・スティチューション・ゾーン内に入れる。
- ③複数の競技者交代の要求は、1組(以上)をサブ・スティチューション・ゾーン付近で待たせ、順次手続きする。(サブ・スティチューション・ゾーン内にいないからといって、拒否したり罰則を適用したりしない。)
- ④両チーム同時の要求に関しては、副審と記録員が連携を取りながら手続きをする。

#### 【補足】

\* 交代する競技者が、監督の要求なくサブ・スティチューション・ゾーン内に入って来た場合、監督の意思を確認し、要求があれば競技者交代の手続きに入る。

\* 今年度は移行期間と考え、極力チームの不利益とならないようにする。(従来通りの取り扱いを心がける)

## 2、第15条 正規の競技中断

正規の競技の中断とは、タイム・アウトおよび競技者交代である。

中断とは、ラリーの完了から、主審によるサービスの吹笛までをいう。

(注)

ア、ラリーの完了とは、プレー上の動作により1点を獲得したときをいう(第6条第1項3)。したがって罰則の適用によって得点が動いたことは、ラリーの完了とは見なさない。

イ、正規の競技中断の要求は、ラリー完了から主審による次のサービスの吹笛までの間に要求することができる(第15条)のでノーカウントになった場合や試合を中断して遅延に対する罰則を適用(第19条第3項2(3))した場合には、新たな中断の要求は認めない。

中体連も同様に扱う

## 3、第11条第2項 ネット下からの相手コートへの侵入

(1) ネット下から相手方空間に侵入しても、相手方への妨害にならなければ許される。

(2) センター・ラインを越える相手コートへの侵入

- ① 片方の足(両足)が、センター・ラインを越えて相手コートに触れても、侵入している片方の足(両足)の一部が、センター・ラインに接触しているか、その真上に残っていれば許される。
- ② 両足より上部の身体のいかなる部分が、相手コートに触れても、相手のプレーを妨害しない限り許される。

(注)

ア、競技者が相手コートに侵入してコートが濡れて、危険な状況が生じる恐れがあると主審・副審が判断した場合は、ノー・カウントになることがある。

イ、全身が相手コートに侵入した場合、足がコートについていない状態であっても反則となる。

ウ、競技者が相手コートへ侵入しペネトレーション・フォールの反則が成立しない場合でも、プレーの妨害になったと判断した場合は、インターフェアの反則となる。

中体連も同様に扱う。しかし、バレーボール競技の特性、生徒の傷害防止・安全の確保の観点から考え、危険と判断した場合、インターフェアの反則もあり得る。

## 4、第11条第3項 ネットへの接触・第4項 ネット近くの競技者の反則

(1) 第11条第3項 ネットへの接触

- ① 競技者が、ネットに触れても、相手方のプレーを妨害しない限り、反則とはならない。
- ② 競技者は、相手方のプレーに影響を与えない限り、ネットを含め、支柱、ロープ、あるいはアンテナ外側のいかなる物体に触れてもよい。
- ③ ボールがネットに打ち込まれ、そのためにネットが相手方競技者に触れても、反則したことはない。

(2) 第11条第4項 ネット近くの競技者の反則

競技者が相手のプレーを妨害する行為とは、次のことをいう。

- ① ボールをプレーする動作中に、ネット上部の白帯やアンテナの先端80cmまでの部分に触れたとき。

- ② ボールをプレーしているときに、同時にネットの支持を得たとき。
- ③ アドバンテージを得ようとしたとき。
- ④ 正当なプレーの試みに対して妨害するような動作をしたとき。

(注)

ア、プレーの後、相手コートへの侵入など反則が起きることを防ぐためにネット（ネット全長）にぶら下がったり、ネットの助けを借りていると判断した場合は、タッチ・ネットの反則となる。また、相手のプレーに影響を与えていると判断したとき（アンダーロープに捕まった場合も含む）、タッチ・ネットの反則となる。

イ、第11条第4項②・③・④については、タッチ・ネットの反則を科し、スポーツマンシップに反する行為に対して「罰則段階（反則、退場、失格）」に従って（個人の制裁として累積する）罰則を適用する。

《例》

- ① 相手のプレーを妨害するためや審判の判定を惑わすために意図的にネットを引っ張るような行為
- ② チーム・メイトのプレーを援助するために故意にネットを引っ張り下げるような行為
- ③ ネットを下げながらアタック・ヒットするような行為

中体連も同様に扱う。しかし、バレーボール競技の特性、生徒の傷害防止・安全の確保の観点から考え、危険な状況が生じる恐れがある場合は、反則とする。

## 5、第19条 リベロ・プレーヤー

(1) 第1項 リベロ・プレーヤーの登録

- ① チームは、競技者のリストの中から専門的な守備のためのリベロ・プレーヤーを2人まで登録することができる。
- ② すべてのリベロ・プレーヤーは、試合開始前に記録用紙の定められた欄に記録されなければならない。
- ③ 試合前に監督に指名された1人のリベロは、先発のリベロとしてプレーできる。リベロが2名登録されている場合、他の1人は、控えのリベロとなる。
- ④ リベロ・プレーヤーは、チーム・キャプテンにもゲーム・キャプテンにもなれない。

(注)

ア、12名を超えて競技者を構成する場合は、2名のリベロ・プレーヤーを登録することを原則とする。

イ、事前に先発のリベロ・プレーヤーの番号と名前が決まっている場合は、記録用紙の「リベロ」の欄の上の欄に記入する。控えのリベロは、その下の欄に記入する。

※ チームは、コンポジションメンバー表を提出の際、リベロ欄の上の欄に先発のリベロを記載する。

ウ、④の適用は、平成22年度は移行期間とし、平成23年度から実行する。

※中体連では、従来どおり最大限12名でリベロ・プレーヤーを含む。チームは最大限2名までのリベロ・プレーヤーを試合毎に登録することができる。

※ウ、④に関しては中体連も同様に扱う。

(2) 第3項2(1) リベロ・プレーヤーの交代

- ① リベロ・プレーヤーと他の競技者の交代は、正規の競技者交代には数えない。その回数は無制限だが、他の競技者との交代の間には、ラリーが完了していなければならない。(ただし、負傷や病気または相手チームの反則によって、ローテーションをしなけらなければならない場合を除く)
- ② サービス許可の吹笛後に行われる交代は、サービスを打つ前であれば拒否されないが、そのラリー終了後口頭で注意される。同一試合中に繰り返した場合は、すぐに中断をし、遅延に対する罰則が科せられる。
- ③ 不法なリベロの交代が生じた場合は、ローテーションの反則と同様の処置をする。

(注)

ア、ラリーが、ノーカウントになったときは、リベロは交代できない。

イ、サービスの吹笛の後にリベロ・プレーヤーが交代した場合、遅延の罰則を適用する場合は、遅延警告、遅延反則に関わらず、試合をすぐに中断し、罰則を適用する。その後のリベロの交代は認められる。

中体連も同様に取り扱う。

(3) 第3項3 リベロ・プレーヤーの登録変更

- ① 監督は、いかなる理由でも、先発のリベロ・プレーヤーから控えのリベロ・プレーヤーに変更させる権利を持っている。この場合、先発のリベロ・プレーヤーがベンチに戻ったときに、1試合に1回だけ控えのリベロ・プレーヤーと変更することができる。この変更は、記録用紙の備考欄とリベロ・コントロール・シートの両方に記載しなければならない。  
先発のリベロ・プレーヤーは、その試合中、再びコートに戻って競技することはできない。  
控えのリベロ・プレーヤーが負傷または病気になったとき、監督は、コート上にいない1人の競技者(先発のリベロ・プレーヤーを除いて)をリベロ・プレーヤーとして再登録してもよい。  
チーム・キャプテンが監督によってリベロ・プレーヤーとして再登録された場合、キャプテンとしてのすべての権利を失う。  
リベロ・プレーヤーの負傷や病気による変更およびリベロ・プレーヤーの再登録については、交代の回数として数えない。
- ② リベロ・プレーヤーを再登録した場合、再登録されたリベロ・プレーヤーのナンバーを、記録用紙の備考欄に記載しなければならない。

(注)

ア、先発のリベロと控えのリベロの変更の方法は、次のとおりである。

①監督がブザーを押し、副審に、口頭で「リベロの変更」を要求する（ハンド・シグナルは示さない）。そのとき、2人のリベロは、リベロ・リプレイメント・ゾーンに、ナンバー・パドルを持って準備をして立っていないなければならない。

※ 先発のリベロが、コート上にいるときに、変更の要求をしたときは、不当な要求として取り扱う。（繰り返した場合は、遅延の制裁を与える。）

②副審は吹笛し、記録席にリベロの変更の要求であることを口頭で伝える。この際ハンド・シグナルは示さない。

※ 変更の要求をしたときに、リベロ・リプレイメント・ゾーンにいないときは、遅延の制裁を与える。

③記録員は、リベロの変更が認められることを確認し、片方の手を上げる。

④副審は、リベロの変更を許可する。

⑤記録員は記録用紙の特記事項欄に、アシスタント・スコアラーはリベロ・コントロール・シートのコラムに、それぞれリベロの変更を記載する。

※ Aチームが第1セット13：14のときリベロの変更の要求があった場合  
（先発のリベロ：No. 18、控えのリベロ：No. 19）

【記録用紙】リベロの変更／A／1（13：14）No. 18→No. 19

【リベロ・コントロール・シート】リベロの変更記載欄に記載する。

⑥記録員は、アシスタント・スコアラーの記載が完了していることを確認したら、両手を上げて副審に知らせる。副審は、主審に完了を両手を上げて知らせる。

イ、セット間にリベロを変更したいとき、監督はリベロを変更することを副審に伝える。副審は、スターティングメンバーの確認をした後、リベロの変更を行う。

中体連では、「リベロ・プレーヤーの再登録」のみ適用され、「リベロ・プレーヤーの変更」は取り扱わない。

## 6、第21条第2項 罰則をともなう不法な行為

チーム・メンバーによる役員、相手チーム、チーム・メイトおよび観衆に対する不法な行為は、違法程度によって三種類に分類される。

### (1) 無作法な行為

礼儀作法、道徳に反した行為や、軽蔑するいかなる行為や態度を示した場合

### (2) 侮辱的な行為

中傷的あるいは侮辱的な言葉やジェスチャーを示した場合

### (3) 暴力的な行為

身体的な暴力的な行為、挑発的あるいは威嚇的な態度をとった場合

(注)

ア、ラリー終了後、ネット越しに、相手に対して挑発や威嚇するような態度（ガッツポーズ）をとった場合については、軽度な不法な行為としてチームに警告を与える。

中体連では、選手・マネージャーによる軽度な不法な行為については、

1. 1回目の事象を的確に捉え、両チームのゲーム・キャプテンを呼び、『教育的な指導』をする。
2. 1に続く2回目の行為に対しては、当該チームに対して『警告』を与える。

## 7、第24条第3項2 副審の責務

副審は、試合中、次の点に関して判定し、吹笛をして合図する。

- (1) 相手コート、およびネット下方の空間への侵入（第11条第2項）
- (2) レシービング・チームのポジションの反則（第7条第5項）
- (3) 競技者が、ネット下方の部分に触れ反則になる場合、副審側のアンテナに触れた場合（第11条第3項1）
- (4) バック競技者がブロックを完了したり、リベロ・プレーヤーがブロックを試みた場合（第13条第3項3、第14条第6項2、6）  
バック競技者、およびリベロ・プレーヤーがアタック・ヒットの反則を犯した場合
- (5) ボールが外部の物体に触れた場合（第8条第4項2、3）
- (6) ボールが床に触れて、主審がその接触を確認できない場合（第8条第3項）
- (7) 相手側コートへ送るボールの全体またはその一部が副審側の許容空間外側を通過した場合、または、副審側のアンテナにボールが触れた場合（第8条第4項3、4）

(注)

ア、国内適用として（3）は、「ネットに触れ反則になる場合、副審側のアンテナに触れた場合」として取り扱う。

イ、ルール改正により、タッチ・ネットの判定に集中するのではなく、バック競技者に関する反則の判定を確実にできるような目の付け方・位置取りをする。

中体連も同様に扱う。

特に『副審の責務』については、最重要課題として認識し実践にあたる。

以上